

6 事務局は区長が委嘱する。

(任期)

第7条 前条において定める役員の任期は2年とし、毎期3月25日までとする。  
ただし、役員に欠員を生じたときは前任者の残任期間とする。

## 第4章 運 営

(職務)

第8条 区の運営は、次の定めるところによる。

- (1) 区長は、区を代表し区の運営を統括する。
  - (2) 副区長は、区長を補佐し、区長に事故ありたるときは、その職務を代理する。
  - (3) 会計は、区の出納業務等の管理にあたる。
  - (4) 業務委員長は、業務委員会を統括する。
  - (5) 監査員は、区の運営及び会計を監査する。
  - (6) 事務局は、区長の指示により事務に当たる。
- 2 区会議員は、規程の改廃、制定、事業計画及び予算、決算、その他重要事項の審議並びに議決を行う。
- 3 業務委員会は、区の専有林管理規程に基づき専有林の管理及び道路、河川、水路の新設、改良事業等の業務を行う。委員は定例及び臨時の区会にはその都度出席し意見を述べることができる。
- 4 区の運営に必要あるときは特別委員会を設けることができる。

(会議)

- 第9条 区長は、毎月1回定例会を開くほか、必要に応じ会議を開くことができる。
- 2 区会に正副議長を置く。正副議長は、区会議員の互選により選出し、区会を運営する。
- 3 業務委員会に、副委員長2名を置く。副委員長は委員の互選とし、林務、土木をそれぞれ担当する。委員会は委員長が必要に応じ開催し、委員会には正副区長、会計が出席できる。

(議決要件)

第10条 区会は、区議会議員の半数以上の出席を要し、議決は出席者の過半数の同意を得なければならない。

(臨時区会)

第11条 区会は、第9条の定めるもののほか、区民の3分の1以上の請求があったときは区会を開催しなければならない。